



2022年5月25日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介
(コード番号：7575 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 山田健二
(TEL. 03-6711-5200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第42回定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の一部が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、変更案第13条第2項を追加するものです。

なお、改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)	第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ② <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第 14 条～第 15 条 (条文省略)	第 14 条～第 15 条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

第 17 条～第 18 条 (条文省略)

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条～第 29 条 (条文省略)

第 5 章 監査等委員会

第 30 条～第 32 条 (条文省略)

第 6 章 会計監査人

第 33 条～第 35 条 (条文省略)

第 7 章 計 算

第 36 条～第 39 条 (条文省略)

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第41回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

(新 設)

第 17 条～第 18 条 (現行どおり)

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条～第 29 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

第 30 条～第 32 条 (現行どおり)

第 6 章 会計監査人

第 33 条～第 35 条 (現行どおり)

第 7 章 計 算

第 36 条～第 39 条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 第41回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)

第 2 条 変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。

③ 本条は、施行日から6か月を経

	<p><u>過した日または前項の株主総会 の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日後にこれを削除 する。</u></p>
--	--